

ひろた地域づくり協議会公式Instagram運用基準

制定 令和8年1月19日

(目的)

第1条 この基準は、ひろた地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が開設するInstagram（以下「公式Instagram」という。）を利用者等への情報提供媒体として運用していくため、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 公式Instagramのアカウントは、以下のとおりとする。

アカウント	協議会
@hirota.chiiki	ひろた地域づくり協議会

- 2 公式Instagramの管理、設定等の総合的な管理運営は、事務局が行うものとする。
- 3 投稿は原則として事務局の職員が行うものとする。
- 4 公式Instagramでの情報発信に係わる者は、本運用基準ほか関係規定を遵守して情報発信を行わなければならない。

(運用管理者)

第3条 公式Instagramの適切かつ円滑な運用を図るため、公式Instagram運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、会長をもって充てる。
- 3 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会公式Instagramで発信する情報の内容に関すること。
 - (2) その他施設等公式Instagramの運用に関すること。
- 4 運用管理者は、施設等で投稿内容の管理を行う者（以下「投稿管理者」という。）を指名することができる。
- 5 運用管理者及び投稿管理者は、第三者に公式InstagramのID及びパスワードを開示してはならない。

(発信内容)

第4条 公式Instagramにおいて、発信する情報は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会のお知らせ等の情報
- (2) その他運用管理者が適当と認める情報

(運用方法)

第5条 公式Instagramの運用方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報発信のみを行いコメントに対する返信は原則行わない。ただし、協議会が必要と判断した場合は、この限りでない。

- (2) コメントに対する返信を行わない旨を公式インスタグラムのページ情報欄に明示しなければならない。
- (3) なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザーネームを砥部町公式ホームページ（以下「町ホームページという。」）上に明示するものとする。
- (5) 公式インスタグラムの運用主体及び発信する内容、発信方法について、運用方針を策定し、町ホームページ上で明示するものとする。

（禁止事項）

第6条 公式インスタグラムにおいては、次に掲げる情報についての投稿を行ってはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報（職務上発信することが必要な情報を除く。）
- (4) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報
- (5) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報
- (6) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (7) 第1号、第2号、第4号及び前号の内容を含むホームページ等を紹介する情報
- (8) 信頼性に乏しい情報
- (9) 施設等の施策の意思形成過程に関する情報
- (10) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報

（免責事項）

第7条 次に掲げる事項について、協議会はいかなる責任も負わないものとする。

- (1) 利用者が協議会公式インスタグラム上に掲載されている情報を用いて行う一切の行為
- (2) 協議会公式インスタグラムに関連して生じた利用者間のトラブル又は損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会公式インスタグラムに関連して生じる損害（知的財産権）

第8条 公式アカウントにおいて掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、施設等又は原作者者に帰属する。ただし、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合は、この限りでない。

（運用基準の変更）

第9条 本基準は必要に応じて事前に告知なく変更することができるものとする。

（施設等公式インスタグラムの廃止又は停止）

第10条 公式インスタグラムの運用を継続することが困難となった場合は、その理由を町ホームページに明記し、公式インスタグラムの運用を速やかに停止し、又は廃止するものとする。

2 公式インスタグラムの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかにインスタグラムの運用を停止するものとする。

附 則

この基準は、令和8年1月19日から施行する。